

(別表－２)

鳥取県立武道館利用料減免基準

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

減免事由	減免率
施設利用料	
1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設、若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するものが、幼児、児童、生徒又は学生が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事（学年（これに相当するものとして知事から別に定めるものを含む。）単位以上の規模で行うこと、入場料またはこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。）のために利用するとき（県内のものに限る）。	
ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が利用するとき。	10/10
イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校が利用するとき。	10/10
ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設が利用するとき。	10/10
エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項の規定する保育所が利用するとき。	10/10
オ 教育に関する活動を行う団体であって知事が定める基準に該当するものが利用するとき。	
（ア）小学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（イ）中学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
（ウ）高等学校体育連盟（市町村単位以上のものに限る。）	10/10
2 中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき。	
ア 全県の生徒を対象とする場合	10/10
イ 郡市単位以上の生徒を対象とする場合	1/2

(別表－２)

3	身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障がい有する者又は特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が社会参加の目的で利用するとき。	
ア	身体障害者手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
イ	療育手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
ウ	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
エ	知事が定める基準に該当する心身に障がい有する者が一般利用するとき。	
	（ア）児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障がい者（児）として判定し、証明書を交付した者	10 / 10
	（イ）児童相談所長が、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第3号に定める自閉症を主たる症状とする児童であつて、病院に収容することを要しないと認め、証明書を交付した者	10 / 10
	（ウ）小学校長又は中学校長が、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について（昭和53年10月6日付文初特第309号文部省初等中等教育局長通達）の第1の8に規定する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者（知的障がい、病弱等に伴って情緒障がい有する者）	10 / 10
オ	障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
カ	特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき。	10 / 10
キ	ア～カの介護者（障がい者等1名につき介護者1名）が一般利用するとき。	10 / 10
ク	障がい者等及びその介護者（障がい者等1名につき介護者1名）が専用利用する場合で、障がい者等の社会参加を促進すると認められるとき。	
	（ア）利用者のうち、1 / 2以上が障がい者等の場合	10 / 10
	（イ）利用者のうち、1 / 2未満が障がい者等の場合	1 / 2
4	幼児、児童、生徒又は学生が専用利用（利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。）の6日前から利用日までの間における申込みに係るものに限る。）をするとき。 （全体の利用者に占める県内の生徒等の人数の割合が2分の1以上であるものに限る。）	10 / 10
5	70歳以上の者が社会参加の目的で利用するとき。	
ア	70歳以上の者が一般利用するとき。	10 / 10

(別表－２)

イ 70歳以上の者が専用利用するとき。 (ア) 70歳以上の者が利用者の1/2以上の場合 (イ) 70歳以上の者が利用者の1/2未満の場合	10/10 1/2
6 要介護者など及びその介護者が社会参加の目的で利用するとき。 ア 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が一般利用するとき。 イ 要介護者等及びその介護者（要介護者等1名につき介護者1名）が専用利用するとき。 (ア) 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2以上の場合 (イ) 要介護者等及びその介護者が利用者の1/2未満の場合	10/10 10/10 1/2
7 幼児、児童、生徒又は学生が一般利用するとき。	10/10
8 鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するとき。ただし、本大会の実施にかかるものとし、かつ実施競技団体長名で申請があったものに限る。	10/10
9 とっとり県民の日（9月12日）、9月の第2土曜日並びにその翌日の利用料金（設備利用料を除く）。 なお、専用利用にあつては、ふさわしい行事を行う場合に限る。	10/10
10 その他武道の振興を図るため知事が特に必要があると認めたとき。 鳥取県が武道の振興を図るために利用するとき。	10/10
設備利用料及び冷暖房利用料	10/10
11 1により利用する場合は、施設利用料の他に設備利用料及び冷房若しくは暖房をしたときに加算すべき料金についても減免する。	
その他	
12 3ーク、5ーイ、6ーイにより専用利用料金を減免できる場合とは、入場料及びこれに類するものを徴収するもの及び物品等の販売を主たる目的とした利用以外に利用する場合とする。	